

『宋会要』道釈部訓注(二)

前号に続く

[27]

原文

宋会要(大師禅師雜録)

仁宗嘉祐七年十二月、杭州靈隱沙門契嵩、上伝法正宗記。詔入藏教、仍賜号明教大師。

訓読

仁宗の嘉祐七年十二月、杭州靈隱の沙門契嵩、伝法正宗記を上る。詔して藏教に入らしめ、仍つて号明教大師を賜る。

解説

杭州(浙江省)靈隱寺の永安精舎に住した雲門宗の仏日契嵩(一〇〇七—一〇七二)が『伝法正宗記』を完成させ上表

山	小	三	程	永
本	師	宅	井	井
元	順	良	正	政
隆	子	幹	正	之

したところ、嘉祐七年(一〇六二)十二月に入蔵が許され、さらに「明教大師」の師号が下賜されたことを述べる記録。

仏日契嵩についてはその著述『鐔津文集』に付載される陳舜俞「鐔津明教大師行業記」があり、また『禅林僧宝伝』巻二七にも立伝される。それらを利用して、牧田諦亮氏や荒木見悟氏が伝記を詳述されているので、今それによって契嵩の伝記の梗概を述べておく。

契嵩、字は仲靈、藤州(広西省)鐔津に生まれる。俗姓は李。七歳で寺に入り、二三歳で得度、翌年に具足戒を受ける。一九歳で遊方の旅に出、はじめ南岳で神鼎洪諲に参じ、ついで洞山の晁聰(?—一〇三〇)に参じて大悟し雲門宗の法を嗣ぐ。これ以前から儒仏の一致に強い関心を寄せたという。三五歳の頃、錢塘に出る。定住した寺院はなかったというが、靈隱寺の永安精舎には比較的永く居住したらしい。熙寧五年

六月四日示寂、世寿六六。

契嵩は、『伝法正宗記』九巻とともに、『伝法正宗定祖図』

一巻、『伝法正宗論』二巻をあわせ撰述し、『付法藏因縁伝』

『続高僧伝』、『宋高僧伝』における禅宗史観を論破した。その

記述はほぼ正鵠を得ているといふ。これらが成つたのは嘉祐

六年(一〇六一)であるが、この時に契嵩は「原教」「勸書」

「広原教」「孝論」「壇経贊」「真諦無聖論」を総合した『輔教

編』三巻をあわせ完成させている。

荒木氏の指摘によれば、契嵩はこれらの成果を宣弼(一〇

〇四—一〇八三)や歐陽修(一〇〇七—一〇七二)などの官

僚へ送り、自ら都へ出向き、仁宗(在位一〇三二—一〇六三)

へ上つて入蔵を請うたという。この時付された「万言書」は

契嵩の儒仏一致思想を端的に示すものと見てよい。契嵩らの

運動もあつて、これらの著作は嘉祐七年に福州東禅等覺寺版

大蔵經(土函)に入蔵され、契嵩には明教大師号が勅賜され

た。

参考文献

忽滑谷快天「明教契嵩の修史」(『禅学思想史』下巻所収、名著刊行会、一九六九年)

牧田諦亮「趙宋仏教史における契嵩の立場」(『中国仏教史研究第一』所収、大東出版社、一九八七年)

荒木見悟『輔教編』(筑摩書房、一九八一年)

永井

[28]

原文

大觀元年閏十月二十六日、詔明州育王山寺掌管仁宗御容僧行可賜師号度牒、各二道、用為酬獎。或願師将号換紫衣、亦

聽。

訓読

大觀元年閏十月二十六日、詔す、明州育王山寺の仁宗の御容を掌管せる僧行に、師号度牒、各おの二道を賜い、用て酬獎と為すべし。或いは願うに、師号を將て紫衣に換えんとすれば、亦た聽す。

解説

大觀元年(一一〇七)閏十月二十六日、明州(浙江省)阿育王寺において仁宗の真容を守る僧や童行に対し、師号と度牒をそれぞれ二道ずつ下賜し、さらに師号を紫衣に替えることを願った僧についてはこれを許したという記録。

先帝の御容、すなわち天子の肖像を祀る建物を神御殿と呼ぶが、これをめぐっては劉長東「宋代神御殿考」がある。劉氏論文は『宋史』巻一〇九「礼志二」に「神御殿とは古の

原廟なり。以て先朝の御容を奉安す」とあることを指摘し、唐宋代の神御殿の創建等について論考する。この中で宋代の神御殿の創建は皇帝の行幸のあった寺觀に建設されるのが原則であったともいふ。仁宗が阿育王寺に行幸したかについては確認できていないが、仏舍利を祀り五山に列せられるほどの阿育王寺にも神御殿があり御容が祀られていたのであるう。

また、近年刊行の李国玲『宋僧録』には、『宋会要』の本項を出典として「行可、大觀年間、明州育王山寺僧」と解説するが、当面『阿育王山寺志』を始めとする諸資料において「行可」なる僧の存在を確認できない。ここでは度牒給付のあったことを勘案して、「僧と童行」の意に解しておく。

参考文献

劉長東「宋代神御殿考」、『宋代仏教政策論稿』所収、巴蜀書社、二〇〇五年）
李国玲『宋僧録』（綾装書局、二〇〇二年）

小師

〔29〕

原文

宣和元年二月四日、詔天下見住持長老、可委遂州軍守臣、取

察姓名、並賜師号、如有師号者添両字。

訓読

宣和元年二月四日、詔す、天下の見住持長老に、逐れそとの州軍の守臣に委せて、姓名を取察し、並びに師号を賜るべし。如し師号有る者には両字を添う。

解説

宣和元年（一一一九）二月四日、各州軍の役人に命じて各寺の住職の姓名を聞き取らせ、それぞれに師号が下賜され、すでに師号を有する者については二字が追贈されたことを述べる記録。

『宋史』卷二二ではこの記事について確認できないが、むしろ注目すべきはこの年の正月に、「仏を大覚金仙と改号し、余を仙人、大士と為す。僧を徳士と為し、服飾を易え、姓氏を称ぶ。寺を宮と為し、院を觀と為す」との詔勅があり、女冠を改めて女道と為し、尼を女徳と為したといふ『宋史』卷二二の記事であろう。徽宗（在位一一〇〇—一一二五）の道教びいきの証左としてよく知られる記事であるが、「僧の法諱ではなく姓氏を称ぶ」ことに対応するのが、「姓名を取察」ということになる。また、この時に「師号」の下賜があったと言ふことからすれば、徽宗の宗教政策が必ずしも道教偏重とばかりは言えないことになる。

小師

[30]

原文

三年二月二十七日、詔解州防禦使鄭明之、特与剃度為僧、充僧職与師号、管幹教門公事。法名善因。

訓読

三年二月二十七日、詔す、解州の防禦使、鄭明之、特に剃度を与え僧と為し、僧職に充て師号を与え、教門・公事を管幹せしむ。法名は善因なり。

解説

宣和三年(一一二二)二月二十七日、解州(山西省)の防禦使である鄭明之に対し、剃髮得度させて仏門の事務管理を命じたことを述べる記録。

善因という法諱を名乗った鄭明之については明らかでないが、『福建通志』には同名の人物が見られる。すなわち、『福建通志』巻一七八(中国省志彙編)には、「前略」弟の公敏、字は明之なり。幼くして公顯(兄)と、志に励み苦学するに、時に二鄭と号す。乾道五年に進士に登りてから、福清の主簿を歴し、古田令に調す。公敏の子なる崧蔭は、広州の番禺令を授く」とある。南宋乾道五年(一一六九)の進士とされる

『福建通志』の鄭明之と、本項に登場する北宋宣和三年(一一二二)に防禦使となっていた鄭明之は、同じ名字を有するものの、年代的に隔たりがあることからして別人であると考えられる。

このように後致を俟つ部分、少なくないが、この『宋会要』の記録は、俗世間の最高権力者である時の天子が仏教界内部に影響を及ぼしていた確たる事例として、大いに注目すべきである。

程

[31]

建炎四年十月二十八日、福建路転運使言、建州崇安県管下新豊郷吳屯里瑞巖禪院、有開山扣水和尚、俗姓翁名藻、凡遇水旱祈求輒応。乞賜塔額師号。詔以慧応塔為額。六年加法威大師。從転運使請也。

訓読

建炎四年十月二十八日、福建路の転運使の言く、建州崇安県管下、新豊郷吳屯里、瑞巖禪院に開山扣水和尚有り。俗姓は翁、名は藻なり。凡そ水旱に遇い、祈求するに輒ち応ず。塔額師号を賜ることを乞う。と、詔して慧応塔を以て額と為す。六年、法威大師と加う。転運使の請うに従うなり。

解説

建寧府崇安県（福建省）瑞巖禅院を開いた扣氷和尚藻先（八四四—九二八）に対し、建炎四年（一一三〇）十月二十八日に「慧心」の塔名、紹興六年（一一三六）に「法威」の師号が相次いで下賜された記録。

「法威」の師号が下賜された記事には年号が記されていないが、建炎年間は四年で終ることと、同じ藻先に対する前号「9」および「41」の紹興二五年（一一五五）、乾道元年（一一六五）、淳熙二三年（一一八六）の勅旨には、すでに「法威」の師号が付せられていることにより、紹興六年の詔勅であると判断した。詳細については、前号「9」および本号「41」と同一人のため、前号「9」の解説を参照されたい。

山本

〔32〕

原文

紹興元年六月二十四日、詔以昭慈獻烈皇太后擴宮修奉香火、泰寧寺更与度僧一名、本寺知事僧、並賜紫衣、内住持人、仍賜二字師号。

訓読

紹興元年六月二十四日、詔す、昭慈獻烈皇太后の擴宮にて香火を修奉するを以て、泰寧寺には更に度僧一名を与え、本寺

の知事僧には並びに紫衣を賜い、内の住持人には仍ち二字の師号を賜つ。

解説

紹興元年（一一三一）六月二十四日、哲宗（在位一〇八五—一一〇〇）の第一皇后孟氏昭慈獻烈皇太后（一一三一）の擴宮（天子の亡骸を一時安置する所）にて香火を奉つたことにより、泰寧寺にさらに度僧一名が許され、知事僧に紫衣が与えられ、そのうちの住持人に二字の師号が下賜された記録。

『宋史』卷二四三によると、皇后孟氏は洛州（河南省）の人で、元祐七年（一〇九二）、哲宗の皇后に立てられた。元符三年（一一〇〇）に哲宗が崩ると、元祐皇后と号した。建炎元年（一一二七）、南宋初代の高宗（在位一一二七—一六二）が即位すると元祐太后となったが、さらに隆祐太后と改号。紹興元年四月に没し、その後昭慈獻烈皇太后と諡されたが、三年には昭慈聖獻と改めて諡号されている。

香火を修した泰寧寺は泰寧禅寺ともいう。『嘉泰会稽志』卷七によれば、泰寧寺は会稽県（浙江省）の東南四十里にあり、顯徳二年（九五五）に建立、初めは化城院と号し、後に証道院と名を改めた。建中靖国元年（一一〇一）に太師の陸佃（一〇四二—一一〇二）の功德院となり、証慈の寺額が下

賜された。紹興の初めに昭慈聖獻太后の擴宮となり、証慈視陵寺と稱した。しかし、皇太后の遺体は、夫である哲宗の永泰陵に戻るべきであるという意見があったことを受けて、永泰陵の泰の字を取り、安寧の意を込めて、泰寧禪寺と名を賜ったとある。これとほぼ同様の記事は『宝慶会稽統志』巻三にも記録されている。

『宋会要』の記事と合わせてまとめれば、紹興元年四月に昭慈獻烈皇太后が崩御し、その擴宮となった証慈視陵寺は、後に泰寧禪寺と改められた。その後、皇太后の擴宮として香火の修奉が行われたことで、同年六月に度僧の追加や紫衣が下賜されたのであろう。

参考文献

黄敏枝『宋代仏教社会経済史論集』(学生書局、一九八九年、二五六頁)。

小師

[33]

原文

宋会要

四年十一月二十五日、神武後軍統制充江南西路、舒蘄州制置使岳飛言、臣駐軍江州、請到禅僧惠海、住持江州廬山東林禅

寺。本僧禅学精通、戒行孤潔、欲望特与一仏心禅師師号。從之。

訓読

四年十一月二十五日、神武後軍統制、江南西路、舒蘄州の制置使に充てらる岳飛の言く、臣、軍を江州に駐むるに、禅僧惠海に、江州廬山東林禅寺に住持するを請到う。本僧、禅学精通、戒行孤潔なれば、特に一の仏心禅師の師号を与えんとを欲し望むと。之に従る。

解説

紹興四年(一一三四)十一月二十五日、江州(江西省)廬山東林寺の惠海に対し、「仏心禅師」の師号が下賜された記録。『建炎以来繫年要録』巻八二「紹興四年十一月」の条にも「廬山東林寺の僧惠海、号を仏心禅師と賜う」と記録する。

師号下賜の理由は禅学に通じ、戒律を護持したことによるものであり、名将岳飛(一一〇三—一一四二)の推挙があったとする。惠海の来歴については不明。岳飛は『宋史』巻二七「紹興三年九月」の条によれば、「江南西路、舒蘄州の制置使と為る」とあり、前年にこの職に任じられている。

廬山東林寺は太元九年(三三四)、慧遠(三三四—四一六)によって開創される。以後、淨土教の寺として名を馳せた。

宋代においては、『禅林僧宝伝』巻二五「東林照覺總」章に、「元豐三年（一〇八〇）、詔す、江州東林律居を革め、禅席と爲す」（続蔵二乙 一〇三 二六八d）とあるように、禅寺と革められ、その際、東林常總が住持として請われ、ここを拠点に大いに宗風を振るつた。『大清一統志』巻二四四に「紹興間（一一三一—一一六二）燬く。明洪武六年（一一三七—）重建す。本朝順治十三年（一六五六）重修す」とある。本文は火災のあつた以前のことであると推察される。

三七

〔34〕

原文

隆興元年八月二十八日、詔臨安府径山能仁禅院大慧禅師宗杲、賜号普覚禅師、塔以宝光為額。先是上嘗賜宗杲御書妙喜庵、以及御製贊誦。宗杲死其徒了賢等、請以宗杲所居妙喜庵、奉御書於閣上、臣乞賜師号塔額。故有是命。

訓読

隆興元年八月二十八日、詔す、臨安府径山能仁禅院の大慧禅師宗杲に号普覚禅師を賜り、塔は宝光を以て額と爲す。是より先、上、嘗つて宗杲に御書の妙喜庵、及び御製の贊誦を賜る。宗杲死し、其の徒了賢等、宗杲居す所の妙喜庵を以て御書を閣上に奉ずるを請い、臣は師号と塔額を賜ることを

乞ふ。故に是の命あり。

解説

臨安府（浙江省）径山能仁寺の明月庵において七五歳で遷化した大慧宗杲（一一〇八九—一一六三）に対し、隆興元年（一一六三）八月二十八日に師号「普覚禅師」と「宝光」なる塔額が下賜された記録。

南宋の禅界を代表する大慧については多言を要しない。特に近年は石井修道氏による精力的な研究がある。石井氏の指摘を受けつつ、示寂直前の大慧の様子について見るなら、「大慧塔銘」（『大慧普覚禅師語録』巻六、大正蔵四七 八三六b 八三七b）に、「隆興元年（一一六三）八月十日、大慧禅師宗杲、径山の明月堂に示寂す。皇帝、之を聞いて嗟惜す。詔して明月堂を以て妙喜庵と爲す。誼を普覚と賜い、塔を宝光と名づく。籠を用いて之を賣る。其の徒、師の全身を以て庵の後に葬る「中略」賜う所の御書、閣を建て妙喜庵に蔵む」とあつて、『宋会要』の記事を確認できる。また了賢については「了賢、偈を請うに復たし筆を取りて大書少しも乱れず」とあつて、大慧に遺偈を請い、また「了賢をして来たらしめ銘を請う」と張浚に塔銘を請うたことも知られる。

参考文献

石井修道「大慧普覺禪師年譜の研究(上・中・下)」、『駒澤
大学仏教学部紀要』三七・三八・四〇、一九七九・一九八
〇・一九八二年)

永井

[35]

原文

二年三月十三日、詔平江府吳江県洞庭包山顯慶禪院慈受普照
大師懷深禪師、賜塔以普明為額。以其徒法駿等言、師住持名
山三十余歳、行業顯著、道路推重、故有是命。

訓読

二年三月十三日、詔す、平江府吳江県、洞庭包山顯慶禪院の
慈受普照大師懷深禪師に、塔を賜り普明を以て額と為す。其
の徒法駿等の、師は名山に住持すること三十余歳、行業顯著
にして道路推重と言ふを以ての故に是の命有り。

解説

隆興二年(一一六四)三月十三日、平江府吳江県(江蘇省)
洞庭湖のほとり包山の顯慶禪院にて示寂した慈受懷深(一〇
七七―一一三三)に対し、「普明」の塔額が下賜された記録。
弟子法駿たちが懷深の徳行の高さを妻上したからと言つ。

慈受懷深は、雲門 香林澄遠 智門光祚 雪竇重顯 天衣
義懷 慧林宗本 長蘆崇信 慈受懷深と次第する雲門宗の
人。『慈受深和尚伝録』四巻が残っており、『普灯録』巻九や
『五灯会元』巻一六などに立伝される。寿春府(安徽省)六
安の人で俗姓は夏氏。一四才で出家し、秀州(浙江省)資聖
寺で崇信に参じて得法、政和三年(一一三三)八月一日、
儀真(江蘇省)の資福寺に住す。資福寺が神霄宮となつたた
め蒋山に入る。同七年(一一一七)九月六日、勅により東京
大相国寺慧林禅院に住す。靖康二年(一一二七)慧林禅院を
退く。天台の石橋を経て蘇州靈巖寺に入り、久しくして蒋山
に勅住、数ヶ月の後、洞庭の包山顯慶禅院に退く、王氏の請
を受けて思溪の円覚の第一祖となる。紹興二年(一一三三)
四月二〇日、世寿五六、法臘三六、包山顯慶、思溪の円覚に
塔した。

語録や伝記資料によるかぎり、懷深に「慈受大師」や「普
照大師」の号が下された時期を特定することはできない。多
分、懷深が慧林禅院に入院した時であろうが、それにしても
懷深に普照大師の号のあることを記すのは、当面『宋会要』
以外に知られないし、本記事に関わる賜額の事実も没後三三
年のことであるから、いわゆる三三回忌を期してのことと言
えようか。

永井

原文

乾道五年十一月二十二日、召径山住持僧蘊闡、対選徳殿。上問仏法、蘊闡以所学対上曰、三教一也、但門戸不同。又一歳再造、宣問合旨、賜錢三千緡、号慧日禪師。

訓読

乾道五年十一月二十二日、径山の住持僧の蘊闡を召し、選徳殿にて対えしむ。上、仏法を問うに、蘊闡、学ぶ所を以て上に対えて曰く、三教は一なり、但だ門戸は不同なり、と。又た一歳して再び造り、宣問するに旨と合つ、錢三千緡を賜い、慧日禪師と号す。

解説

孝宗（在位一一六一—一一八九）に召され入内説法した雪峰蘊闡（？—一一七九）に対し、乾道五年（一一六九）十一月二十二日に緡錢と「慧日禪師」の師号が下賜された記録。

雪峰蘊闡については、『聯灯会要』巻一八、『五灯会元』巻二〇、『統伝灯録』巻三三などに立伝される。最も具体的な行状を記録する『聯灯会要』には以下のようにある。

洪州沈氏の子なり。久しく妙喜に依り、心要を發明す。後に信州の懷玉にて出世す。福州幽巖の雪峰に遷るも、旨を被りて臨安の双径に住す。再び乞つて本山に帰老す。

『宋会要』道釈部訓注（二）（永井）

す。

『聯灯会要』巻一八（統蔵二乙 九三六二a）今、『雪峰志』巻五に記録された出世年号と合わせて解説すると、蘊闡は大慧宗杲に参じた後、信州（江西省）の懷玉寺、隆興二年（一一六四）に福州（福建省）の雪峰山に住し、乾道五年（一一六九）に詔勅を受けて臨安（浙江省）双径（径山）に移り、同九年（一一七三）再び雪峰山に戻った。『雪峰志』の年号が正しければ、『宋会要』の詔勅は、蘊闡が径山に住持として任ぜられた年に出されたことになる。また、すべての灯史が「洪州沈氏子」とする蘊闡の出身について、『径山志』巻二（中国仏寺史志叢刊）は「台州人」、『雪峯志』巻五（中国仏寺史志叢刊）は「江西分寧県沈氏の子」とする。さらに、『雪峰志』では蘊闡の示寂を「淳熙六年（一一七九）」とも記する。明代に編纂されたこの二つの資料が何を根拠にして記されたかは不明であるが、現時点では蘊闡の出世と示寂年を示した『雪峰志』の記録は参考に値する。

『大慧普覺禪師語録』冒頭の蘊闡自身の著した「進大慧禪師語録奏劄」には、

先師、前住径山大慧禪師（宗杲）は、敏悟にして英発なり。直に正伝を受く。善巧方便もて後学を開悟せしむ。其の平日の提唱や語要を、隨処に記録して、皆な已に書と成す。既に広録三十巻を為り、又た語録十巻を為る。

謹みて繕写して闕に詣し上進す。

『大慧普覺禪師語録』(大正蔵四七 八一—a)とあり、蘊闡が大慧の有力な弟子の一人であったと考えられる。ちなみに蘊闡と同じく大慧に参じ孝宗に召されて入内説法した径山興聖万寿禅寺の宝印も、『宋会要』〔44〕で師号と塔名が下賜されている。

程

[37]

原文

淳熙二年五月二十日、詔前往潭州大瀉山密印禅寺伝祖沙門守惠塔院、可特賜妙明為額。

訓読

淳熙二年五月二十日、詔す、前住の潭州大瀉山密印禅寺の伝祖沙門、守惠の塔院に、特に妙明を賜い額と為すを可とす。

解説

潭州(湖南省)大瀉山密印禅寺の守惠の塔院に対し、淳熙二年(一一七五)に「妙明」の塔額が下賜された記録。

大瀉山密印禅寺は、滌仰宗の開祖・瀉山靈祐(七七—八五三)の開山した寺で、『大清一統志』卷二七七、『湖広通志』卷八〇に記録される。大瀉山には、元和年間(八〇六

八二〇)に相国・裴休(七九七—八七〇)の奏請により建てられた密印寺と、大中年間(八四七—八六〇)に連率・李景讓の奏請により建てられた同慶寺の二寺があり、『景德伝灯録』卷九「瀉山靈祐章」には、大瀉山の靈祐に裴休が参じてより、「是より天下の禅学、輻湊するが若し」(大正蔵五一—二六四c)と、多くの禅僧が雲集したことが記録されている。

さて、大瀉山密印寺の守惠についてであるが、彼の事跡を記録する史料はそれ程多くない。守惠は円通道旻(一〇四七—一一一四)の法嗣で、後世「冲真密印通慧」という師号を賜る。『宋会要』に見られる「妙明」の塔名下賜について記録する史料は現時点では確認されない。『続灯正統』卷五には密印寺に住する以前、道旻の住した江州(江西省)廬山の円通寺に止住していたとある。『嘉泰普灯録』などで守惠に冠せられる「冲真密印通慧」という師号をめぐるのは、『五灯全書』卷四〇で、政和年間に宮中に招かれ説法し、師号が下賜されたという記事に該当すると思われるが、そう考えるには問題が残る。すなわち師号下賜の時期が『五灯全書』に記される政和年間であるならば、『宋会要』の記録にある塔名下賜の淳熙二年より五〇年以上も前のことである。師号がすでに下賜されている僧には、その師号を冠するのが常例である。『宋会要』において、守惠に師号を冠さずにただ「伝

祖沙門守恵」と記す表現は些かの疑問を感じる。現段階では守恵の師号下賜の時期を確定し得る史料がないため推量の域を脱することはできないが、おそらく、『五灯全書』に記録される政和年間ではなく、『宋会要』に記録される塔名を賜った淳熙二年から、『嘉泰普灯録』が編纂される嘉泰元年までの間ではないかと考える。

次に円通寺の開山円通縁徳(八九八? 九七七)と道旻および守恵の關係について記しておきたい。

縁徳については、『景德伝灯録』巻二六、『禅林僧宝伝』巻八、『五灯会元』巻八、『宋高僧伝』巻一三に伝がある。それらの記録によれば、縁徳は錢塘の人、俗姓は黄氏、臨安の朗瞻院で落髮出家し、天台山で具足戒を受け、次いで天龍寺の順徳大師(『宋高僧伝』では道愨禪師)について参禅し、後に江南国主が廬山に建てた円通院に請われて開山説法した。『廬山記』巻一には「又た五里で崇勝禪院に至る。旧く観音円通道場と名づく。始め南唐の乾徳六年(九六八)に置く。東呉の僧・縁徳をして之に居せしめ、賜号す」(大正蔵五一・一〇三二c)と記録する。『禅林僧宝伝』には「道済禪師」という師号が下賜されたとある。

縁徳の伝記には一つの予言が記されている。初出は『禅林僧宝伝』の次に掲げる記録であり、それ以降、『五灯会元』などの灯史に伝承される。

太平興国二年十月七日、堂に昇りて曰く、世縁を脱離して乃ち今日に在り。衲衣、并びに所著の木屐を以て、山中に留付し、門人をして青石を累ね塔と爲さしむ。曰く、他日、塔は紅色と作れば、吾れの再至なり。乃ち化す。

『禅林僧宝伝』巻八(統蔵二乙・一〇三二三七b) 太平興国二年(九七七)、縁徳は示寂に際し、「いつの日か青色の塔が紅色になる。それは私の再来である」と大衆に告げたという。

この予言にある縁徳の再来と言われたのが道旻なのである。道旻の伝は、『嘉泰普灯録』巻十、『僧宝正統伝』巻一などに記録される。『嘉泰普灯録』の記録によれば、道旻は興化の人、俗姓を蔡氏という。景德寺の徳祥について出家、試經にて得度し、次いで滄山慕喆(一〇九五)の会下に長く留まり、晩年に渤海応乾(一〇三四・一〇九六)に師事して法を嗣いだ。建中靖国元年(一一〇一)に渤海応乾のもとを離れ灌溪にて法を広め、三年後に廬山の円通寺に居した。『円機』という師号が下賜される。

道旻が円通寺に上山した際の様子は、『嘉泰普灯録』より具体的な『僧宝正統伝』にしたがって見ることにする。

廬山の円通に遷る。初め道済禪師、初めて円通に革む。臨終に囑して曰く、吾が塔は青石を以て之と爲す。他日、塔は紅となれば、即ち吾れの再来なり。師、之れ夕に至

るに及び、塔、之れ紅と爲る。遐邇に驚歎し師に知らず。蓋し道済の後身なり。是より宗風は鼎盛にして、衲子は雲奔し輻湊す。

『僧宝正統伝』卷一(統藏二乙一〇四二八六a) 道旻が円通寺を訪れた際、縁徳の青い塔が赤く染まり、人々は道旻が縁徳の再来であると確信した。これより道旻の宗風は勢いを増し、多くの禅僧が雲集したという。

この道旻と守恵の関係については、『嘉泰普灯録』などに師資関係にあったことが記録されているが、注目すべきは次の『僧宝正統伝』の記録である。

三年冬、院事を以て弟子守恵に得法せしめ、老しほくを朝に請う。朝廷、之に従う。旨有り、守恵をして補寺の任に次がしむ。明年冬十月九日、衆を集めて偈を説きて曰く、「中略」声に随い膝を撫でること一下、泊然として逝く。世を関かすること六十八、坐すること五十夏なり。門人、遺命を奉りて其の全身を塔とす。唯だ平時の所聚の鬚髪を取りて之を火くに、悉く舍利と爲す。州、其の事を上して、賜して妙空の塔と号す。

『僧宝正統伝』卷一(統藏二乙一〇四二八七a) 政和三年(一一一三)、道旻は院事を得法の弟子・守恵に引継がせ、守恵は「補寺」に任ぜられた。道旻の示寂後、守恵ら門人は、師の全身は塔に収め、鬚髪などは火葬したのだ

が、火葬後、鬚髪がすべて舍利になったという。この不思議な事跡は上奏され、道旻には「妙空」の塔額が下賜された。この道旻の奇瑞を世に知らしめ、塔名の下賜に至らしめたのは守恵を中心とした門人の尽力によるものと推測される。

なお、宋の董棻が編纂した『殿陵集』卷八「睦州政平橋記」(四庫全書珍本)には、「我が父母の戚子、各率て錢を僧守恵みほ等らに付え、其事の木美工善、簾画有度を置おかず」とあるように、睦州(浙江省)の政平橋を建造する際、守恵という僧に喜捨して橋梁の計画および修繕を監督させたという記述が見られる。しかし、本項の守恵と同一人物であるか否かは当面不明である。

山本

[38]

原文

宋会要

八月九日、詔卬州南津勝因院楊崇和尚、特封妙徳大法(十年九月二十二日、加妙徳慈慧大師、皆以祈求有感、従本路漕臣奏請故也)。

訓読

八月九日、詔す、卬州、南津勝因院の楊崇和尚、特に妙徳大法と封ず(十年九月二十二日、妙徳慈慧大師を加う。皆な祈

求の有感なるを以て、本路の漕臣の奏請に従るが故なり。

解説

淳熙二年（一一七五）八月九日、邛州（四川省）南津勝因院の楊榮和尚に対し、「妙徳大法」の師号、さらに淳熙十年（一一八三）九月二十二日に「慈慧」の二字が加えて下賜された記録。いずれも割注にあるように祈祷の功績によるものである。

楊榮和尚については未詳。嘉定七年（一一二四）には「通心」の師号が加えられ下賜されている。前号〔25〕を参照。

三七

〔39〕

原文

宋会要

淳熙五年二月四日、詔崇報功德院住持僧崇粹、賜号円悟禪師、以安德軍節度使開府儀同三司、充万寿觀使趙伯圭言、見住持先臣秀王崇報功德院僧崇粹、道行清高、衲子帰郷^郷。住本院已二十年、山門整肅、香火精虔。院去先王墳塋不遠。乞特賜一禅号、從之。

訓読

淳熙五年二月四日、詔す、崇報功德院の住持、僧、崇粹、号

『宋会要』道釈部訓注（二）（永井）

を円悟禪師と賜う。安德軍の節度使、開府の儀同三司を以て、万寿觀使に充てる趙伯圭の言く、先臣の秀王、崇報功德院に住持せし僧、崇粹を見るに、道行清高にして、衲子帰郷す。本院に住すること已に二十年、山門整肅、香火精虔、院は先王の墳塋を去ること遠からず。特に一の禅号を賜うを乞う。之に従る。

解説

淳熙五年（一一七八）二月四日、崇報功德院の崇粹に対し、「円悟禪師」の師号が下賜された記録。

崇粹の来歴については不明である。師号が下賜されたのはその道行が高く、世に知られ、秀王の安寧を願う崇報功德院の住持を勤めたことによるものである。

秀王とは趙子偁（？一一四四）のこと。諡は安傳。高宗の族兄であり、孝宗の父である。『宋史』巻二四四に詳しい。趙伯圭（一一一九一一九六）はその子。字は禹錫。崇王と追封され、諡は憲靖。孝宗の同母兄である。「皇伯祖大師崇憲靖王行状」（『攻媿集』巻八六）、『宋史』巻二四四に詳しい。

崇報功德院については、『嘉泰吳興志』巻一三、「烏程県」の項に、「移惠崇報禪院は、湖の南十四里、何山に在り。元嘉十四年張劭、丘道祚共に建てり。禪幽寺と号す。式道人の碑

碣有り 統記旧図経を見るに何山院は会昌中碑を磨し、亦た存せずと作す。本朝天聖中、宣化禅院と改む。乾道初、開府趙伯圭請うて、秀安僖王功德院と爲す。今額を賜う」とある。『扶桑五山記』巻一「甲刹」に「何山湖州安吉府移忠禅寺」とあり、『成化湖州府志』巻二二(日本藏中国罕見地方志叢刊)には「乾道初、開府趙伯圭請うて、秀安僖王功德院と爲す。移忠崇報禅院と賜う。元末改めて寺と爲す」とあるため、「移忠」は「移忠」の誤りと考えられる。秀安僖王墓は『嘉泰吳興志』巻二二に「烏程縣青山に在り」とある。

三七

(40)

原文

淳熙十三年五月八日、詔雅州名山県蒙頂山智炬院甘露大師、特賜普恵大師(以祈祷感応、従本州請也)。

訓読

淳熙十三年五月八日、詔す、雅州名山県、蒙頂山智炬院の甘露大師、特に普恵大師を賜う(祈祷の感応なるを以て、本州の請に従るなり)。

解説

淳熙十三年(一一八六)、雅州名山県(四川省)蒙頂山智

炬院の甘露大師理真(生没年不詳)に対し、祈祷の功により「普恵」の師号が下賜された記録。甘露大師理真については、『四川通志』巻三八、巻四五、『蜀中広記』巻八五、『輿地紀勝』巻一四七などに立伝される。

漢、理真(俗姓は呉、嶺表より来たり、茶を蒙頂に種う。歿して石を化し像を爲る。其の徒、之を奉じ、甘露大師と号す。水旱疾疫に之を祈れば輒ち応う。宋の淳熙十三年、進士の喻大中、師の功德の民に及ぶを奏し、孝宗、甘露普恵妙済大師と賜号す。)

『四川通志』巻三八

理真は俗姓を呉といい、嶺表から雅州に到り、蒙頂山に茶を植え、遷化して後、石像となり、信徒から甘露大師と称された。淳熙十三年に進士の喻大中が、師の功德が普く天災に應じることを上奏したことにより、孝宗から「甘露普恵妙済大師」の師号が下賜されたという。理真については、『雅州府志』巻一六「智炬院留題」、巻一四「重修蒙泉院記」、『蜀中名勝記』巻一四などでも漢代の僧とする。しかし、『蜀中広記』巻八五と『輿地紀勝』巻一四七ではそれぞれ、普恵大師、西漢に生まる、「西漢の時、僧有り、嶺表より来たり、茶の実を以て蒙山に植う」と記す一方、『雅州府志』巻三では「後漢の神僧、理真」とするなど、理真が前漢と後漢

の何れの時代の僧であるのか、資料により年代が分かれる。この問題に対し、『四川通志』巻四五では、「夫れ喫茶は、西漢の前、其の名、未だ見ず。民、未だ之を利するを始めざるなり」、「西漢の呉姓は則ち華人なり。時に安ぞ華人を僧と為すを得んや」と、前漢には喫茶の習慣も華人の仏教僧も存在しないとした上で、「然らば則ち西漢の稱、豈に古の其の人を欲せんや」といひ、理真を前漢の僧とした記録は、理真により古い歴史を持たせようとしたものであると評している。理真の功績を上奏した進士の喻大中については未詳である。

理真に関する記録のうち特筆すべき事項が二点ある。

一点は「茶を蒙頂に種う」と蒙頂山への茶の伝来と栽培である。『雅州府志』巻五には、「仙茶（蒙頂の上清峰、甘露井の側に産す。」「中略」相伝するに、甘露祖師、嶺表より靈茗を携えて五頂に植う）」と記する。また、『統茶経』巻下には、

余れ聞くに、蒙山は名山県の西十五里に在り。五峰有り。最も高きを上清峰と曰う。其の巔いたさに一石あり、大きくと数間の屋の如し。茶七株有り。石上に生うも縫罅なし。云く、是れ甘露大師、手ずから每茶を植うる時、葉、生ず。智炬寺の僧、輒ち有司に報す。

『統茶経』巻下（四庫全書珍本）と記すように、理真が伝来し自ら栽培した茶は植えると直ち

に葉を出したため、智炬寺の僧により官吏に報告されたといふ。『太平寰宇記』巻七七には、「所謂、蒙嶺茶なり。天下の称たり。」というように、天下の名声を博したという。この理真を端緒とする茶は、「蒙山茶」（『四川通志』巻四五、『蜀中広記』巻八五）、「蒙頂茶」（『輿地紀勝』巻一四七）、「甘露茶」（『寰宇通志』巻六八）とも称される。

もう一点は理真が身を投じたたとされる甘露井という名の靈泉である。『蜀中広記』は理真の示寂とその後の様子を具体的に述べる。

師、一日、侍者を拉き、蒙頂に登り茶山を観るに、忽ち池中に隠没す。侍者、衣を解きて水に投じ持ち抱えるに、乃ち一石の像を得、負い至り本堂中に安置し、因みに甘露大師と号す。邑人、歳ごとに四月二十四日を以て師の隠化の日と爲し、咸な寺に集い香を薦め供を設く。」「中略」按ずるに像は今県の西十五里の智炬寺に在り。

『蜀中広記』巻八五 この靈泉は、「甘露泉」「蒙泉」（『雅州府志』巻三）ともいひ、『蜀中名勝記』巻一四では、「水は極めて清冽にして四時に涸れず」、『雅州府志』巻三では、「井は終年に石を覆う。軽く掲げ去れば即ち大いに雨ふる」、『名山県新志』巻一では「恒に封じるに石を以てす。啓けば則ち雷雨立たふさに至る。歳の早に値えば輒ち斯を禱る」と記録するよつに、旱殃にも枯

渴することなく、祈禱をおこなえばすぐに効果があらわれたという。冒頭に引用した『四川通志』卷三八の「水旱疾疫に之を祈れば輒ち応う」とは、この靈泉甘露井の靈験を指したものである。

以上二つの事蹟は、『雅州府志』卷一六「智炬院留題」に「蒙山は、漢の僧、理真、西域より来たり、宇を頂に結し、甘露井を穿ち、異品の茶を植え、而して山名、益顯かなり」と記録されるように、蒙山の人々に少なからぬ利益をもたらしたと考えられる。

智炬院については、先に引用した『蜀中広記』卷八五に記録されるように、甘露井に身を投じ石像と化した理真が奉られ、毎年四月二十四日に供養が行われる寺である。『雅州府志』卷二「蒙山」の項には、「頂に五峰を作す。其中峰を上青峰と曰う。」「中略」上に天蓋、智炬等の寺あり」とその名が見え、また、同卷一六「智炬院留題」にも、「昔、漢に道人有り。草を薙ぎて初めて祖と為る」と記すように、智炬院が漢の道人すなわち甘露大師理真により開山されたという。また、『名山県新志』卷一四では、『方輿紀要』を引用して「漢に建つと為す。宋の淳熙、元の至正時、俱に増修有り」と記し、理真に師号が下賜された淳熙年間に重修がなされたとする。師号下賜に関連しておこなわれたものである。

この智炬院以外に、理真と所縁がある寺院が二つ確認され

る。

一つは先に挙げた『雅州府志』卷二に智炬院とともに列記される天蓋寺である。『名山県新志』卷一四には、「通志に、漢の甘露大師、廬を此に結ぶ。宋の淳熙の時に重建す。明清代に培修有り」と記するように、智炬院と同じく理真により開山され、淳熙年間に重修がおこなわれている。もう一つは智炬院の東にある浄居寺という寺である。『名山県新志』卷一四では、「甘露、退居の所なり。初め退居庵と名づく。明の万曆時、石坊を建て今の名に易う」と記し、その始まりを「漢に肇むれば古刹と称するに足る」とする。ただ、この資料以外に浄居寺の名を見出すことはできない。

『宋会要』には見えない「妙濟」という師号については、『四川通志』卷三十八以外、『蜀中広記』卷八五にも見られるが、何時如何なる理由により下賜されたかは当面不明である。

山本

[41]

原文

十七日、詔建寧府崇安縣瑞巖禪院慧応塔妙応法威慈濟大師、賜妙応法威慈濟普照大師(以雨暘祈禱感応、従本府請也)。

訓読

十七日、詔す、建寧府崇安県、瑞巖禅院慧応塔の妙応法威慈濟大師に、妙応法威慈濟普照大師を賜う（雨暘の祈祷の感応なるを以て、本府の請うに従るなり）。

解説

淳熙一三年（一一八六）五月十七日、建寧府崇安県（福建省）瑞巖禅院を開いた扣氷和尚藻先（八四四—九二八）に対し、「普照」の師号が下賜された記録。
前号〔9〕および本号〔31〕と同一人。前号〔9〕に続けて挙げ解説しているので参照されたい。

山本

〔42〕

原文

宋会要

十四年十二月、詔懷安府雲頂山惠応塔妙慧大師、加封妙慧慈応大師（以雨暘祈祷感応、従本軍請也）。

訓読

十四年十二月、詔す、懷安府、雲頂山惠応塔の妙慧大師に妙慧慈応大師を加え封ず（雨暘の祈祷の感応なるを以て、本軍の請に従るなり）。

解説

淳熙十四年（一一八七）十二月、懷安府（四川省）雲頂山惠応塔の妙慧大師に対して、「慈応」の二字が加えて下賜された記録。

妙慧慈応大師については未詳である。師号が下賜された理由は割注にあるように雨暘の祈祷の功績によるものである。

雲頂山については、『宋本方輿勝覽』巻六五に、

雲頂山、城西の一五里に在り。一には石城山と名づく。上に神泉及び祥符寺有り。楠樹有るも已に枯る。石有りて離れて二と爲る。先是に頭陀語りて曰く、五百年後、寺当に廃れんとするに、若し楠再生せば、石再び合し、然る後に復興せん。果して其の言の如し。

『宋本方輿勝覽』巻六五（上海古籍出版）

とある。『蜀中広記』巻八では「王頭陀語りて曰く」と作る。『輿地碑記目』巻四「懷安軍碑記」に「王頭陀塔銘、雲頂山塔院に在り。正元十五年（貞元十五年・七九九）、薛顯撰す」とあるが、今に伝わらない。また惠応塔がこの塔であるかどうかは未詳。王頭陀は『景德伝灯録』巻四に浄衆寺無相の法嗣として名のみ見える。『金堂県志』巻三「雲頂山」の条には「唐天宝中（七四二—七五六）、王頭陀靜照、此に卓錫し、遂くて開山の祖と爲る」とある。

[43]

原文

紹熙二年五月二十一日、詔住持景德靈隱禪寺僧蘊衷、特与賜
仏慧禪師。

訓読

紹熙二年五月二十一日、詔す、景德靈隱禪寺に住持する僧、
蘊衷、特に与えて仏慧禪師を賜つ。

解説

紹熙二年(一一九二)五月二十一日、臨安(浙江省)景德
靈隱寺に住持した蘊衷に対し、「仏慧禪師」の師号が下賜さ
れた記事。

蘊衷については、『続伝灯録』卷三三に中竺元妙の法嗣と
して、また、玉村竹二校正『扶桑五山記』卷一「靈隱住持位
次」には「照覚哀禪師」と名が見える。『至順鎮江志』卷九
の竜游寺の記録には、「祥符五年(一〇二二)、山名を改めて
竜游と曰う。天禧五年(一〇二二)、名山を復して金と曰い、
竜游を以て寺に名づく。政和四年(一一一四)、改めて神霄
玉清万寿宮と為す」「中略」南渡の後、仍お寺と為す、而して
火に厄しむ。淳熙中(一一七四—一一九〇)、寺僧の蘊衷が
重ねて修創を加う、翰林学士洪邁、記を為す」とあるように、
蘊衷が淳熙年間に、兵火により焼失した竜游寺を重建したと

いう。この事跡は「重建仏殿記」として『至順鎮江志』卷九
に記録される。竜游寺での活躍は上述した通りであるが、師
号が下賜された靈隱寺住持以後の動向、および師号下賜の理
由については当面不明である。〔27〕には同じく靈隱寺で住
持をつとめた仏日契嵩に対する師号下賜の記録も見られる。

参考文献

玉村竹二校正『扶桑五山記』(臨川書店、一九八三年)

小師

[44]

原文

九月二十七日、詔徑山興聖万寿禪寺僧宝印、賜号慈辯大師、
塔名智光。

訓読

九月二十七日、詔す、徑山興聖万寿禪寺の僧、宝印、号を慈
辯大師と賜い、塔を智光と名づく。

解説

紹熙二年(一一九二)九月二十七日、徑山興聖万寿禪寺の
宝印(一一〇九—一一九〇)に対し、「慈辯大師」の師号と
「智光」の塔名が下賜された記録。

宝印については『嘉泰普灯録』巻一九、『五灯会元』巻二〇などに立伝されるほか、『渭南集』巻四〇にも陸游撰「別峰禪師塔銘」がある。今それらの資料を基に略伝を記せば、宝印は嘉州(四川省)の人、俗姓は李氏、号は別峰。幼少より六経に通じ、徳山清素によって得度具戒した。華嚴経や大乘起信論などの教学を学ぶも、それらを棄て、圓悟克勤の弟子で中峰に居していた密印安民に投じ、その法を嗣いだ。後に径山に至り大慧に見えた。保寧寺、金山、雪竇山に住し、淳熙七年(一一八〇)五月、勅せられて径山に住し、七月、孝宗に召され入内した。孝宗と宝印との関係、またそれが五山十刹制度に与えた影響については石井論文に詳説されている。淳熙一〇年(一一八三)二月には御製の『円覚経注』に序を付せしめた。この消息については、『攻媿集』巻五七「径山興聖万寿禅寺記」に「孝宗皇帝、興聖万寿禅寺と書し、又、賜うに円覚経解を以てす。天下の叢林、第一と拱称す」とあり、また、『渭南文集』巻一八の陸游撰「円覚閣記」にも「淳熙十年某月某日、径山興聖万寿禅寺西閣落成す。会は是の歳某月某日。詔す、住持の僧宝印に御注圓覚経を賜い、且つ某に命じて之の序を為さしむ」と記録する。淳熙一五年(一一八八)径山から退居する事を奏し許され、紹熙元年(一一九〇)二月示寂、世寿八二、法臘六四。

参考文献

石井修道「孝宗(南宋)と禅宗 道元の南宋禅林観と関連して」(『宗学研究』二四、一九八二年)
石井修道「中国の五山十刹制度の基礎的研究(一)」(『駒澤大学仏教学部論集』一三、一九八二年)

三七

[45]

原文

紹熙五年正月一日慶寿、敕僧尼道士女冠、年八十以上、並与紫衣、已紫衣者与師号。

訓読

紹熙五年正月一日の慶寿に、僧尼、道士、女冠の年八十以上に並びに紫衣を与え、已に紫衣ある者には師号を与えるを敕す。

解説

紹熙五年(一一九四)正月一日、慶寿の礼に因み、八〇歳以上のすべての僧尼および道士、女冠に紫衣が、また、すでに紫衣を有するものには師号が下賜された記録。

この記録については、『宋史』巻三六「紹熙五年」の条には「五年春正月癸亥朔、帝、大慶殿に御し、群臣の朝を受け、

『宋会要』道釈部訓注(二)(永井)

重華宮に遂^すみ、次いで慈福宮に詣で慶寿の礼を行す」とある。紫衣と師号の下賜は記録されないものの、皇太后宮である慈福宮にて生誕の祝賀行事が行なわれたことを記録する。この慶寿の礼に際して紫衣と師号が下賜される事例は、『建炎以來繫年要録』卷一八一(中華書局)に「紹興二十有九年(一一五九)春正月丙辰朔、上^{みかど}、皇太后の年八十なるを以て、慈寧殿に詣で慶寿の礼を行じ、宰執使相、皆な寿礼物を進上す。詔す。「中略」僧尼、道士の八十已上の者、紫衣、及び師号を賜う」と記録される。この詔勅は『宋会要』道釈一 三五にも見られる。

宋代における紫衣と師号の下賜に関する諸形態については黄敏枝氏の研究に詳しい。それによれば、年齢によって紫衣と師号が下賜される事例は上記の二点のみで特例であろうと述べているが、いずれにせよこれまで何らかの功績により下賜されていた紫衣と師号が年齢によって一律に下賜が許されたことは、この時代、紫衣と師号の下賜が極めて卑近な存在になったことを示す一つの事例であるといえる。

参考文献

黄敏枝『宋代仏教社会経済史論集』(台湾学生書局、一九八九年)

山本